WarpLink ICES サービス利用規約

第 2 版

2012 年 9 月 3 日

センチュリー・システムズ株式会社

WarpLink ICES サービス利用規約

（利用規約の適用）

第1条　センチュリー・システムズ株式会社(以下、「当社」といいます)は、WarpLink ICES サービス利用規約（以下、「利用規約」といいます)を定め、利用規約を遵守することを条件として契約を締結していただいた契約者（以下、「契約者」といいます)に対し、WarpLink ICES サービス（以下、「本サービス」といいます)を提供します。

（利用規約の変更）

第2条　当社は、利用規約を適宜変更することができます。利用料金およびその他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

2.　利用規約の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対しその内容を通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合にあっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

（用語の定義）

第3条　利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　語	用　語　の　意　味
WarpLink ICES	当社指定の通信機器に対して提供するインターネット接続サービスおよび、保守サービスであり、かつ当社が仕様を定めるもの。
WarpLink DDNS Lite	当社指定の通信機器に対する DDNS サービスおよび、運用支援サービスであり、かつ当社が仕様を定めるもの。
WarpLink CMS Lite	当社指定の通信機器に対する設定、ネットワーク構築支援、運用、管理に係るマネージメントサービスであり、かつ当社が仕様を定めるもの。
サービス対象端末	WarpLink ICES サービスを受けている当社通信機器

（サービスの内容）

第4条　当社が提供する本サービスは次のサービスから構成されるものとします。

サービス	内容
WarpLink ICES	インターネット接続サービス＋先出しセンドバック保守サービス+WarpLink DDNS Lite もしくは WarpLink CMS Lite（※WarpLink ICES/FM を除く）のいずれかひとつ

（サービスの提供地域）

第5条　本サービスの提供地域は、日本国内とします。

2.　契約者は理由の如何を問わず、本サービスを日本国外にて使用することが出来ません。

（サービス提供条件）

第6条　本サービスは、サービス対象端末をご利用される場合に限り、本サービスを提供させていただきます。

(保守サービス)

第7条　修理対象製品が故障等の異常が発生した場合、当社が契約者から異常を発した旨の連絡を受け、状況を確認し、本サービス対象の故障であると判断した場合、代替製品の発送作業を開始いたします。（代替製品の到達目標時間ではありません）

契約者は、代替製品を受領後、故障製品を速やかに当社に返却するものとします。

（※送料につきましては、送付時には当社が、返送時には契約者がこれを負担いたします）

（※代替製品に対する設定・交換作業につきましては、契約者が担当するものといたします）

2.　保守サービス対応エリアは以下のとおりとします。

全国　（離島を除く　※別途実費請求にて対応いたします）

3.　受付時間は以下のとおりとします。

コールセンター 受付時間	24 時間　365 日	
発送目標時間	15:00 までの受付 故障切り分け後、当日中 （平日のみ。土・日・祝祭日・当社が指定する年末年始は翌営業日）	15:00 以降の受付 故障切り分け後、翌営業日 （平日のみ。土・日・祝祭日・当社が指定する年末年始含まず）

4.　次に揚げる事項は、保守サービス(以下、「本保守サービス」といいます)の対象外とします。

(1)　対象物件の増設、移転、改造、設定変更、撤去または他の機器の取付け

(2)　ソフトウェアのバージョンアップ及びアップデートモジュールのインストール作業

(3)　上記作業が失敗した際の復旧作業

(4)　プログラム(ソフトウェア)の開発、変更作業

(5)　設定変更に関する作業、および設定変更を行うための技術支援

(6)　各種コンサルティング業務

(7)　日常の清掃又は点検

(8)　オーバーホール又はこれに準じる作業

(9)　正常な使用方法下における消耗部品の自然消耗、摩耗、劣化等への供給

(10)　移動時の落下、衝撃等、不適正な取扱いにより生じた故障、破損等の修理

(11)　使用上の誤り、または不適正な改造、修理等による故障、破損等の修理

(12)　保守対象製品以外が起因する故障の修理

(13)　取扱説明書に基づかない使用方法が起因する故障の修理

(14)　お客様の取扱不良による故障の修理

(15)　お客様が無断で行った修理、移動若しくは改造又はこれに他の装置を付着させたことによる故障機器の修理

(16)　お客様に帰すべき事由により発生した故障の修理

(17)　火災、塩害、ガス害、地震、落雷および風水害、その他天災地変または異常電圧等、外部要因に起因する故障および損傷等の修理

(18)　予防を目的とする交換・保守対応

(19)　その他上記各号に類する場合

5.　契約者は、当社より本保守サービスの履行の提供を受けるにあたり、次の事項について全面的に協力をなすものとします。

(1)　当社製品の製造者によって定められた温度、湿度、電源等の環境基準を保持すること。

(2)　取り扱い説明書に規定された事項にしたがった操作、運用を行い、当社製品を正常な状態に保持すること。

(3)　対象機器の設定情報の提供。設定情報に変更があったときには、すみやかに当社に変更後の情報を提示すること。

(4)　その他、当社が本保守サービスの履行に関し協力を求める事項。

(契約の単位)

第8条　一つの本サービスに対し、一つの利用契約を締結するものとします。

(契約の申込)

第9条　本サービスの利用の申込みは当社が別途定める方法により行うものとします。

2.　利用申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報を記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、契約者本人の同意を得た上で記載するものとします。

3.　契約者は、当社が、本サービスの提供に必要な範囲において、委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

(契約申込の承諾)

第10条　契約申込に係る本サービスの提供は、当社が申込を受け付けた順とします。ただし、当社が必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

2.　当社は、次の場合には、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。

(1)　本サービスの提供が技術上著しく困難なとき。

(2)　本サービスの申込をした者が当社の提供するサービスの料金または手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(3)　本サービスの申込をした者が第 36 条(提供停止)各号に現に該当し、または該当するおそれがあるとき。

(4)　本サービスの申込をした者が過去において、本サービスほか当社の提供するサービスにおいて利用規約違反に基づく契約解除になったことがあるとき

(5)　申込書等に虚偽の事実を記載したとき。

(6)　本サービスの申込をした者が指定した支払い口座等が、金融機関等により利用の差し止めが行われていることが判明したとき。

(7)　違法に、または公序良俗に反する態様にて本サービスを現に利用、または利用するおそれがあるとき。

(8)　本サービスの申込みをした者が当社または本サービスの信用を現に毀損、または毀損するおそれがあるとき。

(9)　本サービスの申込みをした者が本サービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し、支障を与える様態にて本サービスを現に利用、または利用するおそれがあるとき。

(10)　前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。

3.　当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対し書面またはその他の方法でその旨を通知します。

(契約事項の変更)

第11条 契約者が契約事項の変更を希望する場合には、当社が別途定める事項に限り、当社が別途定める方法により、契約者は、契約事項の変更を当社に対し申し入れするものとします。

2.　当社は、前項の変更申し入れを承諾した場合は、契約者に対し当該変更内容について当社が別途定める方法で通知します。

3.　当社は、第 1 項の変更申し入れがあった場合において、その変更申し入れを承諾することが当社の業務遂行上支障があるときは、その変更申し入れを承諾しないことがあります。この場合はその理由を契約者に通知します。

(契約者の名称等の変更)

第12条 契約者は、以下の各号に変更があった場合は、その旨を当社が別途定める方法により、すみやかに当社に届け出るものとします。なお、変更の届け出があったときは、当社は、その届け出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

⑴　氏名または名称

⑵　住所

⑶　連絡先電話番号、電子メールアドレス

⑷　当社に届け出た請求書送付先

⑸　その他当社が指定する事項

(契約者の地位の承継)

第13条 契約者である法人が合併または会社分割、営業譲渡などにより契約者の地位の承継があった場合には、契約者はその旨をただちに当社が別途定める方法により当社に通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後 30 日以内に、当該承継法人に書面により通知の上、利用契約を解除することができるものとします。当社がこの解除権を行使しなかった場合には、当該承継法人は利用契約に基づき被承継法人が当社に対して負っている一切の債権・債務を承継するものとします。

(権利の譲渡等)

第14条 契約者は、第三者に対し、本サービスの利用契約上の権利または義務を譲渡または移転することはできません。

(サービス対象端末の設置及び撤去等)

第15条 サービス対象端末の設置、設定、移設、撤去については、契約者の費用と責任で行うものとします。なお、申し込みにより当社へ通知した場所以外へサービス対象端末を移設する場合については、事前に当社の定める書面により情報を提供するものとします。

2.　契約者の通信設備、コンピュータ等とサービス対象端末とを接続するために必要となる物品等がある場合は、当社が別に定める場合を除き、契約者の費用と責任でこれを準備するものとします。

3.　　契約者が前項の物品等を準備していないこと等によりサービス対象端末を利用できない場合であっても、契約者は、本サービスの利用料を支払うものとします。

(サービス対象端末の故障)
第16条　契約者は、サービス対象端末に故障、毀損等が生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
2.　　サービス対象端末の故障、毀損等が当社の責に帰すべからざる事由、天災、事変その他不可抗力による場合、契約者は費用及び本条に関して生じた費用の一切を負担するものとします。

（責任の範囲）
第17条　当社は、サービス対象端末の故障、滅失、盗難等から契約者に生じた損害については、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。
2.　　契約者によるサービス対象端末の使用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても、当社は何人に対しても責任を負わず、契約者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

(サービス適用開始)
第18条　申込書に記載の利用開始希望日を受け、当社が発行する登録書にて利用開始日として記載した日をサービスの利用開始日とします。

（本サービス契約の解約、終了）
第19条　契約者は、本サービス契約を解約する場合は、解約希望月の前月の20日までに、当社所定の方法により当社に届け出るものとします。
2.　　前項の通知を受領した日の属する暦月の翌月末日を解約日とします。ただし 21 日以降の届け出に関しては、通知を受領した日の属する暦月の翌々月の末日を解約日とします。その場合、通知した当月および翌月・翌々月の料金は支払うものとします。
3.　　当社は、契約者に対し、予め書面により通知を行うことにより、本サービス契約を解約することができます。

（本サービスの廃止）
第20条　当社は、当社の都合により、本サービスを廃止することがあります。当社は、本サービスを廃止する場合には、6 ヶ月以上前に、書面、その他の方法をもって契約者にそのことを通知し、本サービスを廃止することとします。
2.　　本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

(利用責任者)
第21条　契約者は、本サービスの利用にあたり、当社との連絡、協議の任にあたるとともに、本サービスの利用適正化を図るため、本サービスの利用責任者を当社が別に定める方法により当社に届け出るものとします。利用責任者が交代したときも同様とします。

(サービス利用のための必要事項)
第22条　契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります
(1)　当社が指定する通信環境の用意
(2)　当社製品を設置する場所、電源、当社製品に接続するケーブルの用意
(3)　当社製品について、結線その他の物理的な設置作業
(4)　当社製品のシリアル番号について、当社の定める方法による当社に対する通知
2.　前項に定める事項を契約者が行っていただけない場合には、本サービスを提供することはできないことがあり、当社は、当該提供できないことについて一切の責任を負いません。
3.　第1項第4号に定める事項を契約者が行っていただけないこと又は通知内容に誤りがあることによる、契約者又は第三者が被った損害について、当社は賠償の責任を負いません。

(著作権等)
第23条　契約者に提供されるソフトウェア及びその他の各種情報(以下、「ソフトウェア等」といいます)については、その著作権、ノウハウ等の知的財産権のすべてを当社または当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。
2.　契約者は、ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。
3.　契約者は、ソフトウェア等について、第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分することはできません。

(データ等の滅失)
第24条　提供されるソフトウェア等により契約者のデータ等が、滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する契約者の直接あるいは間接の損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はいかなる責任も負わないものとします。

(解約時のソフトウェア等)
第25条　契約者は、前条による場合のほか、何らかの理由により利用契約が終了した場合には、ソフトウェア等を速やかに削除するものとします。また、これによる契約者の直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

(契約者の自己負担)
第26条　契約者は、当社より一時的に付与されたID、パスワードについて善良なる管理者としての注意義務を負うものとし、契約者以外のものに使用させること、譲渡、貸与、または担保に供する等の行為をさせてはならないものとします。第三者による不正使用等により契約者に損害が生じても、当社は一切の責任を負わないものとします。
2.　前項に定めるID、パスワードの管理不十分、使用上の過誤、およびその他の理由により、当社および第三者に与えた損害の責任は契約者が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
3.　第1項に定めるID、パスワードを忘れた場合もしくは盗用された場合は、契約者は速やかに当社に連絡することとします。その場合において、契約者は、当社から指示がある場合は、その指示に従うものとします。

4.　　本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

（料金等）
第27条　当社は、契約者に対し、WarpLink ICES の各個別サービス利用規約に定める月額費用及びこれに対する消費税相当額を、当該料金に係るサービスを提供する月に請求するものとし、契約者は、当社に対し、当該請求があった翌月の末日までに当該請求があった金額を支払うものとします。
2.　　本サービスの月額料金は、WarpLink ICES の各個別サービス利用規約に定める額とし、月額費用は、利用開始日の翌月 1 日から利用停止月の末日までの期間に係る本サービスについて発生します。
3.　　暦月の途中で本サービスを解除(最低利用期間満了前になされたものを除きます)された場合であっても、上記利用料は減額されないものとします。
4.　　最低利用期間が経過する日前に本サービス契約が解除されたときは、契約者は、当社に対し、直ちに、最低利用期間の残余の期間に対応する月額費用の額を支払うものとします。

(料金等の支払方法)
第28条　契約者は、料金等を銀行振込により支払うものとします。支払いに関する細部条項は契約者と収納代行会社、金融機関等との契約条項または当社が指定する期日、方法によります。なお、契約者と収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

(割増金)
第29条　料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として当社が指定する期日までに、当社が指定する方法で支払うこととします。

(延滞損害金)
第30条　契約者が、料金その他の債務（延滞利息は除く）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合、契約者は支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、遅延日数1日につき、年 14.5%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに、当社が指定する方法で支払うこととします。

(消費税等)
第31条　　契約者が当社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

(端数処理)
第32条　当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(債権回収の委託)
第33条　契約者は、本サービスの料金等の当社への債務の支払を怠った場合に、当社が当該債権の回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」により法務大臣の許可を受けた債権回収代行会社へ法的に可能であれば委託することを、予め承諾するものとします。

(利用の制限)
第34条　当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。

(提供中止)
第35条　当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することができるものとします。
(1)　当社の設備の保守または工事のためやむを得ないとき。
(2)　当社が設置する設備の障害等やむを得ないとき。
2.　当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し事前にその旨、理由および期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(提供停止)
第36条　当社は、契約者が次の各号に該当するときは、事前に当該契約者に通知することなく、当該契約者に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。
(1)　利用契約上の債務の履行を怠り、または怠るおそれがあることが明らかであるとき。
(2)　違法に、または公序良俗に反する態様にて本サービスを利用したとき。
(3)　当社が提供する本サービスに関し、直接または間接に当社または第三者に対し、過大な負荷や重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき。
(4)　特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき。
(5)　料金収納代行会社、金融機関等により、契約者が指定した支払い口座が使用することができなくなったとき。
(6)　その他、当社が不適切と判断する行為をなしたとき。

(契約の解除)
第37条　当社は、契約者が次の各号に掲げる事由に該当するときは、本サービスの利用契約を解除することができます。
(1)　第 36 条 (提供停止)各号に定める事由に契約者が該当するとき
(2)　契約者について、破産、会社更生、特別清算又は民事再生に係る申立があったとき
(3)　その他当社が解除するについてやむを得ない事由があると判断したとき

(損害賠償の範囲)

第38条　当社の責に帰すべき事由により本サービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます)において、当社が知った時刻から起算して、連続して24時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます）当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます)に月額使用料金（本サービスに係るものに限る)の30分の1を乗じて算出した額を契約者に係る本サービスの料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

2.　前項の場合を除き、当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害(その原因の如何を問いません)について賠償の責任を負いません。

(免責)

第39条　契約者が本サービスの利用に関して被った損害(その原因の如何を問いません)について、当社は前条（損害賠償の範囲）で規定する責任以外には、一切の賠償責任を負わないものとします。

2.　契約者が本サービスの利用に起因して損害(情報等が破損もしくは滅失したことによる損害、または契約者が本サービスから得た情報等に起因する損害を含むがそれに限定されない)を負うことがあっても、当社は、その原因の如何を問わず、前条(損害賠償の範囲)で規定する責任をすべての責任とします。

3.　火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による当社製品の故障、破損又は滅失等に関しては、当社は一切その責を負わないものとします。

(損害賠償請求)

第40条　契約者が利用規約に違反することにより、当社が損害を被った場合、当社は契約者に対し、利用契約の解除の有無にかかわらず、損害賠償の請求をすることができるものとします。

(機密保持)

第41条　契約者は、本サービスの利用に関し知り得た当社の技術情報及びサービスの内容を、当社があらかじめ承諾した場合を除き、第三者に対し開示又は漏洩してはならないものとします。

2.　当社は、本サービスの提供に関し知り得た契約者に関する情報を、当該契約者があらかじめ承諾した場合を除き、第三者に対し開示又は漏洩しません。

3.　第1項及び前項の規定は、本サービスの利用契約がその効力を失った後においてもなお効力を有するものとします。

(第三者への委託)

第42条　当社は、本サービスの提供上必要となる当社の業務の一部を、当社が指定する第三者に委託することができるものとします。

2.　契約者は、当社が本サービスを提供するにあたって、契約者の情報を当社の業務委託先に開示することを承諾するものとします。

(準拠法)

第43条　利用規約は、日本国の法律の適用を受け、また日本国の法律によって解釈されるものとします。

（管轄裁判所）
第44条　第契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第１審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則
この利用規約は、平成24年9月3日から実施します。